登録免許税及び申請手数料の額について

《大臣許可の場合》

	一般建設業許可又は特定建設業許可 のどちらか一方のみを申請する場合		一般建設業許可と特定建設業許可の両 方を申請する場合	
	登録免許税	収入印紙で納付	登録免許税	収入印紙で納付
新規	15万円		30万円	
許可換え新規	15万円		30万円	
般•特新規	15万円			
業種追加		5 万円		10万円
更新		5 万円	-	10万円
般・特新規 と業種追加を同時			15万円	5 万円
般・特新規 と更新を同時			15万円	5 万円
業種追加 と更新を同時		10万円		15万円 又は20万円
般・特新規 と業種追加 と更新を同時			15万円	10万円

注1:登録免許税として納付する場合

主たる営業所を管轄する国土交通省の地方整備局がある所在地管轄の税務署に直接持参して納付するか、銀行又は郵便局を通じて管轄の税務署に納付します。

領収印がある納付書を申請書の規定用紙に貼付して申請することになります。

(例 示)

東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・山梨県・長野県の1都 8県内に主たる営業所がある場合、管轄の地方整備局は「関東地方整備局」となります。 関東地方整備局の所在地を管轄する税務署は、「浦和税務署」となります。

よって、浦和税務署に直接持参して納付するか、銀行等を通じて浦和税務署に納付してから申請することとなります。

注2:登録免許税と収入印紙の両方に金額が記載されている場合

所定額の登録免許税を上記により納付し、所定額の収入印紙と併せて、規定用紙に貼付して申請することになります。

つまり、申請手数料は登録免許税と収入印紙の合計額が必要になるということです。

注3:15万円又は20万円と記載があることについて

- a. 一般建設業許可又は特定建設業許可のいずれか一方を業種追加申請し、一般と特定の両方を更新する場合は、15万円の収入印紙が必要です。
- b. 一般建設業許可と特定建設業許可の両方とも業種追加申請し、一般と特定の両方を更新 する場合は、20万円の収入印紙が必要です。
- 注4:大臣許可業者で更新と同時に業種追加許可申請等を行う場合は、有効期限の6ヶ月前までに 行わなければなりません。

《知事許可の場合》

	一般建設業許可又は特定建設業許可 のどちらか一方のみを申請する場合	一般建設業許可と特定建設業許可の両 方を申請する場合	
	納付方法は都道府県によって異なり)ます(千葉県は県収入証紙で納付)	
新規	9万円	18万円	
許可換え新規	9万円	18万円	
般•特新規	9万円		
業種追加	5 万円	10万円	
更新	5 万円	10万円	
般・特新規 と業種追加を同時	·	1 4 万円	
般・特新規 と更新を同時		1 4 万円	
業種追加 と更新を同時	10万円	15万円 又は20万円	
般・特新規 と業種追加 と更新を同時		19万円	

注5:15万円又は20万円と記載があることについて

- a. 一般建設業許可又は特定建設業許可のいずれか一方を業種追加申請し、一般と特定の両方を更新する場合は、15万円の都道府県収入証紙が必要です。
- b. 一般建設業許可と特定建設業許可の両方とも業種追加申請し、一般と特定の両方を更新する場合は、20万円の都道府県収入証紙が必要です。

注6:知事許可業者で更新と同時に業種追加許可申請等を行う場合は、有効期限の60日前までに 行わなければなりません。